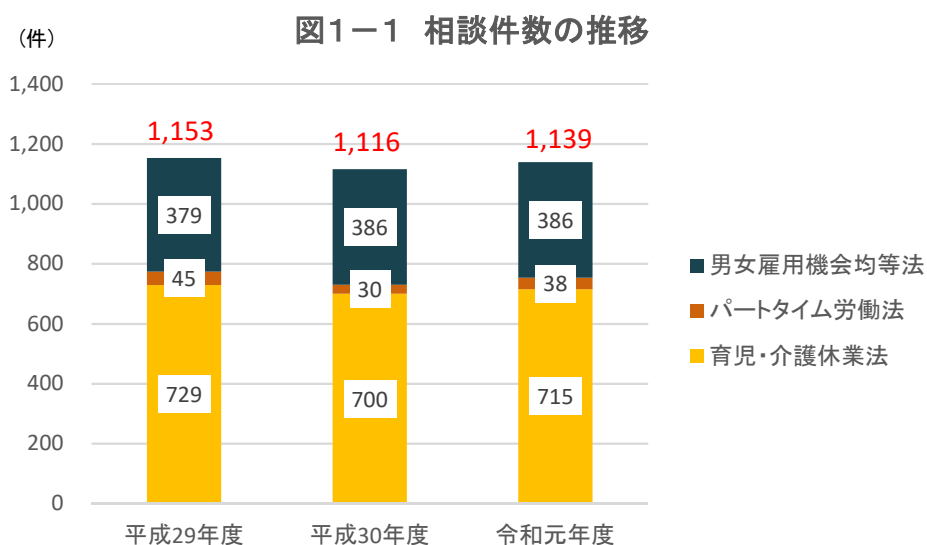


令和元年度群馬労働局雇用環境・均等室における法施行状況
 —男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法に関する
 相談、是正指導、紛争解決の援助の状況について—

1 群馬労働局雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況

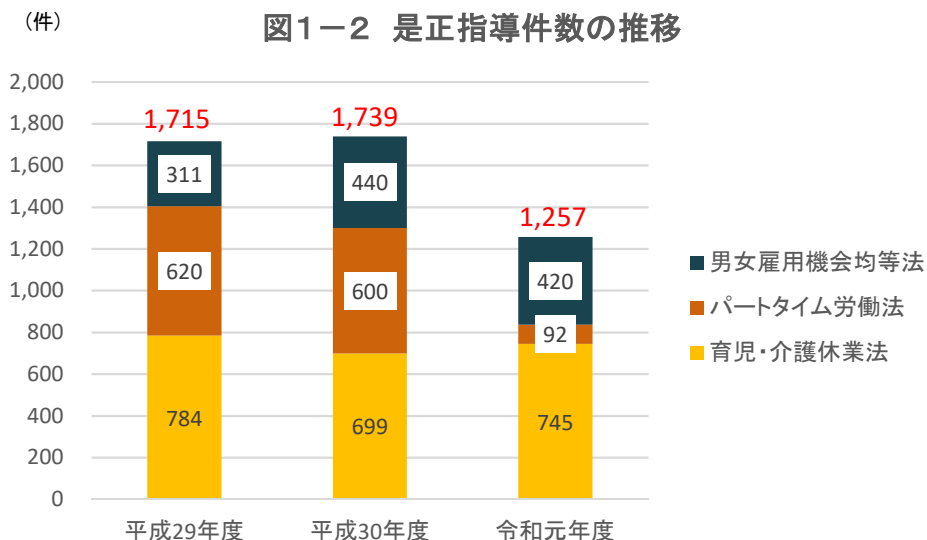
(1) 相談の状況

- ◆令和元年度、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法について労働者や事業主等から寄せられた相談件数は1,139件（対前年度比2.1%増）。
- ◆男女雇用機会均等法に関する相談は386件、パートタイム労働法に関する相談は38件、育児・介護休業法に関する相談は715件であった（図1-1）。



(2) 是正指導の状況

- ◆令和元年度、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法に関する是正指導件数は1,266件（対前年度比27.2%減）。
- ◆男女雇用機会均等法関係が420件、パートタイム労働法関係が92件、育児・介護休業法関係が754件であった（図1-2）。



2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談の状況

- ◆相談件数は 386 件（前年度と同数）（図 2-1）。
- ◆相談内容別にみると、セクシュアルハラスメントが最も多く 156 件（40.4%）、次いで婚姻、妊娠・出産等不利益取扱いが 74 件（19.2%）となっている（表 2-1）。

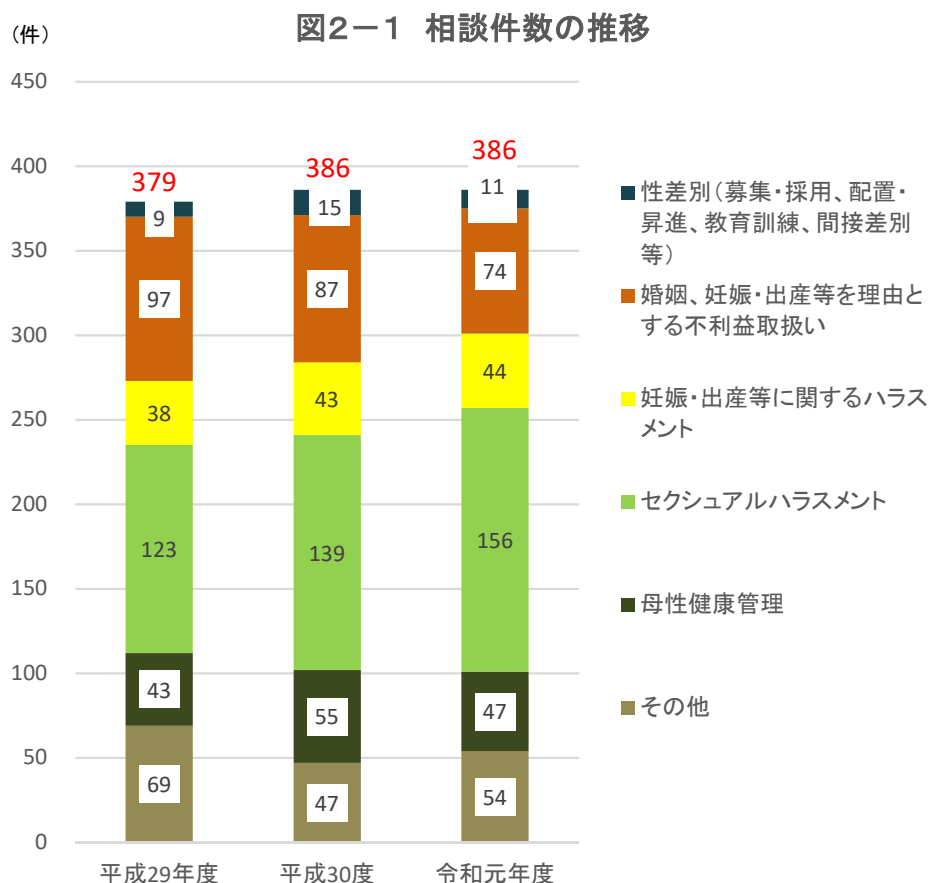


表 2-1 相談内容の推移 (件)

事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
性差別 (第 5~8 条)	9 (2.4%)	15 (3.9%)	11 (2.8%)
婚姻、妊娠・出産等不利益取扱い (第 9 条)	97 (25.6%)	87 (22.5%)	74 (19.2%)
妊娠・出産等に関するハラスメント (第 11 条の 2)	38 (10.0%)	43 (11.1%)	44 (11.4%)
セクシュアルハラスメント (第 11 条)	123 (32.5%)	139 (36.0%)	156 (40.4%)
母性健康管理 (第 12 条、第 13 条)	43 (11.3%)	55 (14.2%)	47 (12.2%)
その他	69 (18.2%)	47 (12.2%)	54 (14.0%)
合計	379 (100.0%)	386 (100.0%)	386 (100.0%)

(2) 是正指導の状況（男女雇用機会均等法第 29 条）

- ◆雇用管理の実態把握を行った 222 事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 175 事業所 (78.8%) に対し、420 件の是正指導を実施（図 2-2）。
- ◆指導事項の内容は、母性健康管理に関するものが 169 件 (40.2%) と最も多く、次いで妊娠・出産等に関するハラスメントが 139 件 (33.1%) となっている（表 2-2）。

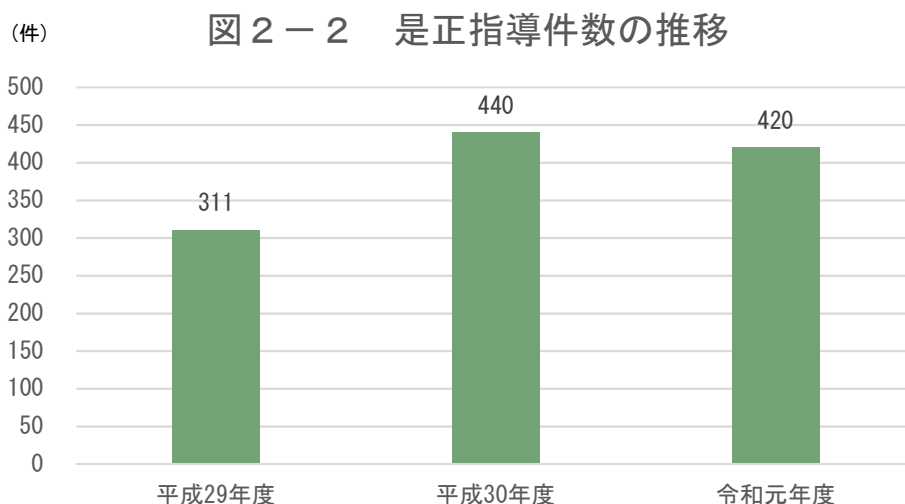


表 2-2 是正指導件数の推移 (件)

事 項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
募集・採用（第 5 条）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)
妊娠・出産等不利益取扱い（第 9 条）	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
セクシュアルハラスメント（第 11 条）	105 (33.8%)	133 (30.2%)	108 (25.7%)
妊娠・出産等に関するハラスメント（第 11 条の 2）	116 (37.3%)	154 (35.0%)	139 (33.1%)
母性健康管理（第 12 条、第 13 条）	89 (28.6%)	153 (34.8%)	169 (40.2%)
合 計	311 (100.0%)	440 (100.0%)	420 (100.0%)

(3) 紛争解決援助の状況

- ◆労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 5 件（前年度 6 件）であった。
- ◆妊娠・出産等不利益取扱いに関する事案が 3 件、セクシュアルハラスメントに関する事案及び妊娠・出産等に関するハラスメントが各 1 件であった（表 2-3）。

表 2-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

事 項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
妊娠・出産等不利益取扱い（第 9 条）	1 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)
セクシュアルハラスメント（第 11 条）	0 (0.0%)	4 (66.7%)	1 (20.0%)
妊娠・出産等に関するハラスメント（第 11 条の 2）	0 (0.0%)	2 (33.3%)	1 (20.0%)
合 計	1 (100.0%)	6 (100.0%)	5 (100.0%)

3 パートタイム労働法施行状況

(1) 相談の状況

- ◆相談件数は38件（対前年度比26.7%増）（図3-1）。
- ◆相談内容別にみると、均等・均衡待遇が17件（44.7%）と最も多く、次いで体制整備及び正社員転換が各6件（各15.8%）となっている（表3-1）。

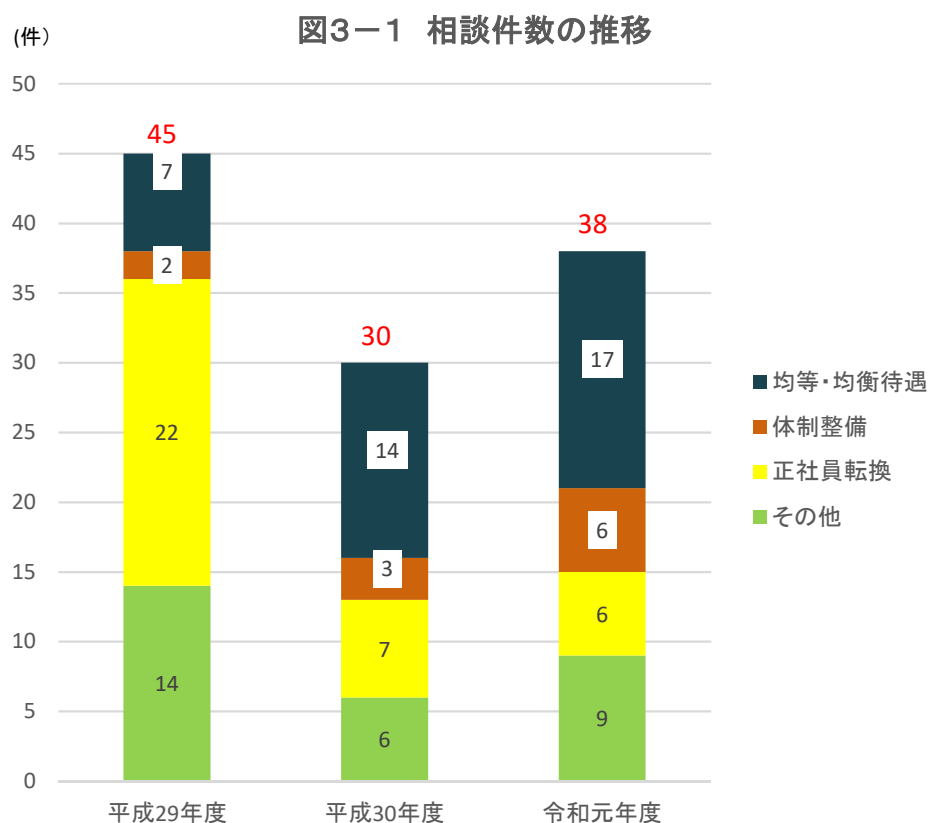


表3-1 相談内容の推移

事 項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
均等・均衡待遇（第 8、9、10、11、12 条）	7（15.6%）	14（46.7%）	17（44.7%）
体制整備（第 6、7、14、16、17 条）	2（4.4%）	3（10.0%）	6（15.8%）
正社員転換（第 13 条）	22（48.9%）	7（23.3%）	6（15.8%）
その他（指針等）	14（31.1%）	6（20.0%）	9（23.7%）
合 計	45（100.0%）	30（100.0%）	38（100.0%）

(2) 是正指導の状況（パートタイム労働法第18条）

- ◆雇用管理の実態把握を行った76事業所のうち、何らかのパートタイム労働法違反が確認された41事業所(53.9%)に対し、92件の是正指導を実施（図3-2）。
- ◆指導事項の内容は、労働条件の文書交付等に関するものが23件(25.0%)と最も多く、次いで短時間雇用者に関するものが20件(21.7%)となっている（表3-2）。

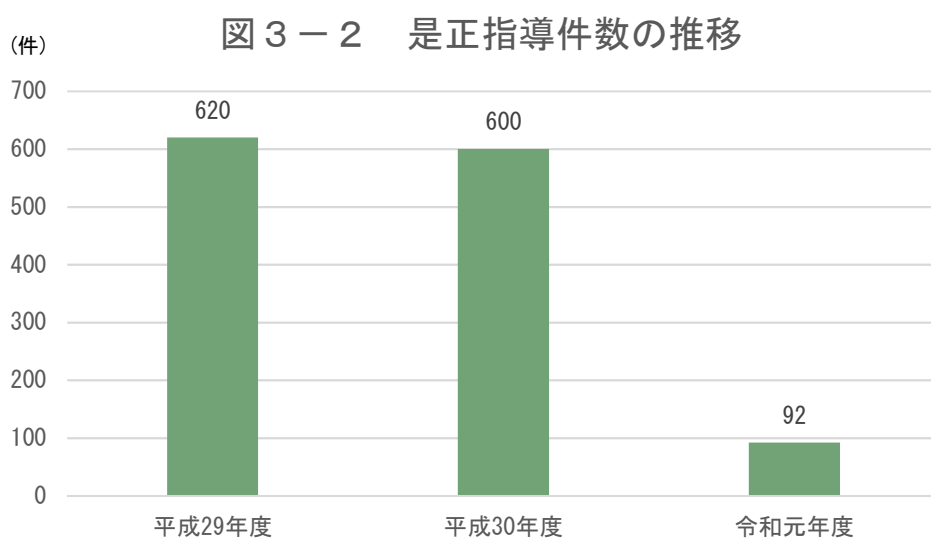


表3-2 是正指導件数の推移

(件)

事項	平成29年度	平成30年度	令和元年度
労働条件の文書交付等（第6条）	59（9.5%）	128（21.3%）	23（25.0%）
就業規則の作成手続（第7条）	39（6.3%）	0（0.0%）	5（5.4%）
賃金（第10条）	12（1.9%）	1（0.2%）	0（0.0%）
教育訓練（第11条）	20（3.2%）	0（0.0%）	1（1.1%）
福利厚生（第12条）	1（0.2%）	0（0.0%）	0（0.0%）
通常の労働者への転換（第13条）	106（17.1%）	116（19.3%）	10（10.9%）
措置内容の説明（第14条第1項）	88（14.2%）	117（19.5%）	11（12.0%）
待遇に関する説明（第14条第2項）	2（0.3%）	0（0.0%）	0（0.0%）
相談のための体制の整備（第16条）	7（1.1%）	39（6.5%）	7（7.6%）
短時間雇用管理者（第17条）	71（11.5%）	62（10.3%）	20（21.7%）
指針	215（34.7%）	137（22.8%）	15（16.3%）
合計	620（100.0%）	600（100.0%）	92（100.0%）

4 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談の状況

- ◆相談件数は715件（対前年度比2.1%増）。育児関係の相談が561件（78.5%）、介護関係の相談が108件（15.1%）（図4-1）。
- ◆育児関係の相談については、育児休業に関するものが229件（40.8%）と最も多く、次いで育児（休業以外）（※1）に関するものが166件（29.6%）であった（表4-1）。
- ◆介護関係の相談については、介護休業に関するものが50件（46.3%）と最も多く、次いで介護（休業以外）（※2）に関するものが40件（37.0%）であった（表4-1）。

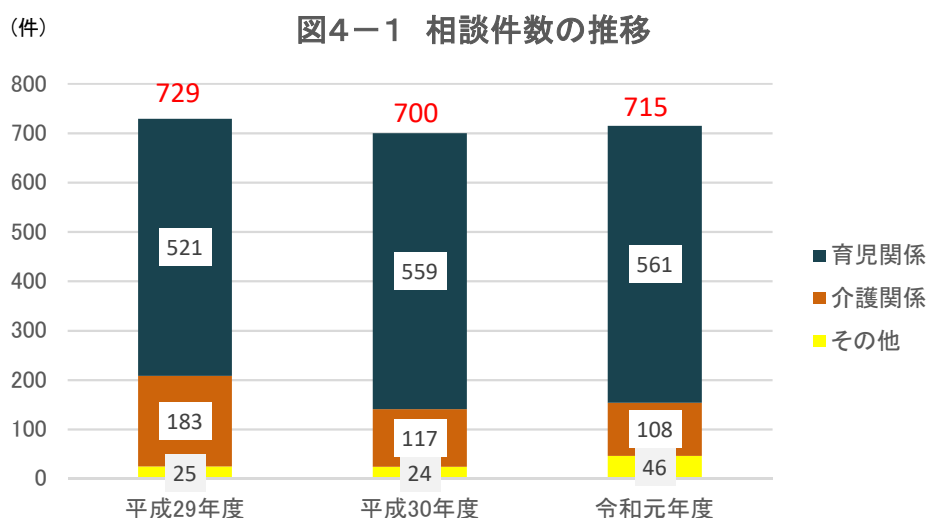


表4-1 相談内容の推移 (件)

事項		平成29年度	平成30年度	令和元年度
育児関係	育児休業	208(39.9%)	213(38.1%)	229(40.8%)
	育児休業以外(※1)	177(34.0%)	147(26.3%)	166(29.6%)
	育児休業に係る不利益取扱い	61(11.7%)	87(15.6%)	78(13.9%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い	22(4.2%)	45(8.1%)	54(9.6%)
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	53(10.2%)	67(12.0%)	34(6.1%)
	小計	521 (100.0%)	559 (100.0%)	561 (100.0%)
介護関係	介護休業	69(37.7%)	59(50.4%)	50(46.3%)
	介護休業以外(※2)	82(44.8%)	39(33.3%)	40(37.0%)
	介護休業に係る不利益取扱い	6(3.3%)	1(0.9%)	3(2.8%)
	介護休業以外に係る不利益取扱い	7(3.8%)	1(0.9%)	4(3.7%)
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置	19(10.4%)	17(14.5%)	11(10.2%)
	小計	183 (100.0%)	117 (100.0%)	108 (100.0%)
その他(職業家庭両立推進者等)		25	24	46
合計		729	700	715

※1 子の看護休暇[第16条の2、第16条の3]、所定外労働の制限[第16条の8]、時間外労働の制限[第17条]、深夜業の制限[第19条]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条]、労働者の配置に関する配慮[第26条]

※2 介護休暇[第16条の5、第16条の6]、所定外労働の制限[第16条の9]、時間外労働の制限[第18条]、深夜業の制限[第20条]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条]、労働者の配置に関する配慮[第26条]

(2) 是正指導の状況（育児・介護休業法第56条）

- ◆雇用管理の実態把握を行った210事業所のうち、何らかの育児・介護休業法違反が確認された168事業所(80.0%)に対し、754件の是正指導を実施（図4-2）。
- ◆是正指導を行った754件のうち育児関係は333件、介護関係は384件（表4-2）。
- ◆指導事項の内容は、育児関係では、育児休業等に関するハラスメント防止措置が133件（39.9%）と最も多く、介護関係では、介護休業等に関するハラスメント防止措置が129件（33.6%）と最も多くなっている（表4-2）。

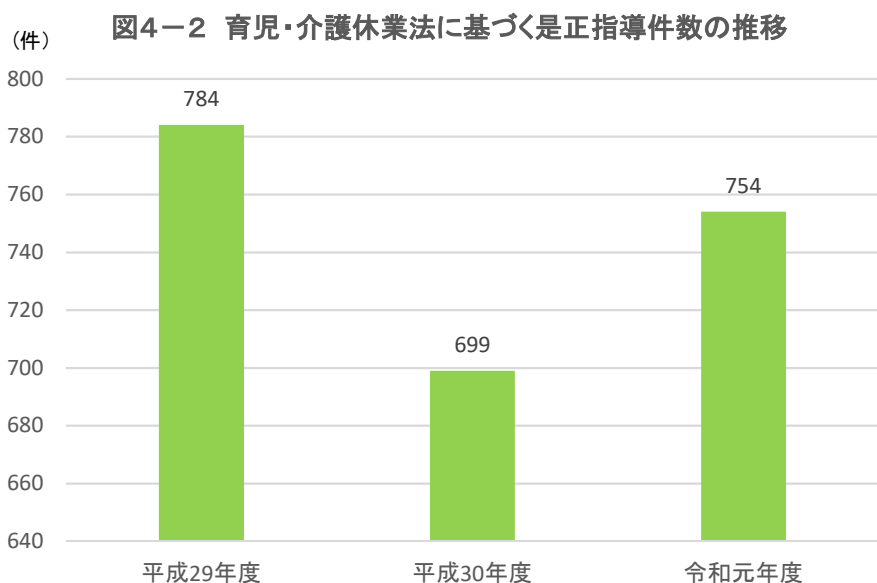


表4-2 是正指導件数の推移

(件)

事項		平成29年度	平成30年度	令和元年度
育児関係	育児休業	85 (28.2%)	56 (20.0%)	69 (20.7%)
	子の看護休暇	49 (16.3%)	21 (7.5%)	34 (10.2%)
	育児のための所定外労働の制限	18 (6.0%)	17 (6.1%)	23 (6.9%)
	育児のための時間外労働の制限	20 (6.6%)	14 (5.0%)	26 (7.8%)
	育児のための深夜業の制限	7 (2.3%)	4 (1.4%)	12 (3.6%)
	育児短時間勤務	15 (5.0%)	20 (7.1%)	35 (10.5%)
	育児短時間勤務等（努力義務）	3 (1.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
	育児ハラスメント防止措置	104 (34.6%)	147 (52.5%)	133 (39.9%)
	休業期間等の通知	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
小計	301 (100.0%)	280 (100.0%)	333 (100.0%)	
介護関係	介護休業	96 (22.2%)	70 (19.8%)	84 (21.9%)
	介護休暇	48 (11.1%)	20 (5.7%)	26 (6.8%)
	介護のための所定外労働の制限	84 (19.4%)	42 (11.9%)	45 (11.7%)
	介護のための時間外労働の制限	9 (2.1%)	10 (2.8%)	20 (5.2%)
	介護のための深夜業の制限	8 (1.8%)	7 (2.0%)	12 (3.1%)
	介護短時間勤務等	86 (19.9%)	58 (16.4%)	68 (17.7%)
	介護ハラスメント防止措置	102 (23.6%)	146 (41.4%)	129 (33.6%)
小計	433 (100.0%)	353 (100.0%)	384 (100.0%)	
職業家庭両立推進者		50	66	37
合計		784	699	754

(3) 紛争解決援助の状況

- ◆労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は7件（前年度4件）であった。
- ◆育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が2件、育児休業以外に係る不利益取扱い事案が3件、育児のための深夜業の制限に関する事案が1件、育児短時間勤務に係る事案が1件であった（表4-3）。

表4-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)

事 項		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
育 児 関 係	育児休業に係る不利益取扱い	0 (0.0%)	3 (75.0%)	2 (28.6%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)
	育児のための深夜業の制限	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (14.3%)
	育児短時間勤務	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)
	小計	0 (0.0%)	4 (100.0%)	7 (100.0%)
介 護 関 係	介護休業に係る不利益取扱い	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計		1	4	7